

横浜市公告第 520 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年12月25日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) コーナンP R O 港南区下永谷店 港南区下永谷二丁目 2,914 番の2 ほか
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太郎 堺市西区鳳東町4丁 401 番地の1
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太郎 堺市西区鳳東町4丁 401 番地の1
大規模小売店舗の新設をする日	令和2年7月26日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,625 m <sup>2</sup>
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 50 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 30 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 30 m <sup>2</sup>
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 8.63 m <sup>3</sup>
大規模小売店舗において小売業を行う者の開	開店時刻 午前6時30分 閉店時刻 午後9時

店時刻及び閉店時刻	
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時から午後9時30分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口1か所、出口1か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

令和元年11月25日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

港南区港南四丁目2番10号

横浜市港南区役所総務部区政推進課